

「福岡市建築物の敷地と道路との関係の建築許可運用基準」の手続き要領

2018.11.06

建築指導部建築指導課

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を申請しようとする者は、許可申請書の正及び副に下記の
3. 添付図書及び特定行政庁が必要と認めて求める規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出する
ものとする。

1. 許可申請書

建築基準法施行規則第10条の4の規定による許可申請書（第43号様式）の正本、副本各1通を提出
すること。

2. 建築申請同意資料提出書（消防同意書）

「福岡市建築物同意等事務取扱規定」による建築申請同意資料提出書（様式第1号／消防同意書）に、上
記1. 許可申請書の第二面、第三面（添付図書は不要）を1通提出すること。

3. 添付図書（原則としてA3サイズとする。）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	縮尺、方位、道路等及び目標となる地物、申請地を明記
土地・建物求積図	敷地面積、建築面積及び延べ面積、その他必要な面積（ロット、小屋裏物置等）
配置図	縮尺、方位（真北方向を含む）、前面通路の種別等（市道00号線、公共用地、協定道路など）、申請敷地の境界線（赤線で表示／セットバック部分を除く）、通路後退線及び縁石等（現況幅員と後退距離の表示／対向地側を含む側溝・境界杭等の表示）、計画建物の位置・大きさ・出入口の表示（三角マーク）、既存建物の表示、擁壁・塀等の表示・高さと位置と構造等（自己・隣地所有の別／新規・既存の別）、前面通路と敷地内・隣接敷地等との高低差（平均地盤面／計算式含む）、建物の各部分の高さ、敷地内通路の有効幅員（最小500又は750mm以上）、道路斜線等のチェック（緩和の最小距離・計算式、必要に応じて天空率チェック図・表）
各階平面図 (屋根伏図含む)	縮尺、方位（同上）、通り芯及び各部寸法（庇、ポーチ、バルコニー、壁芯・柱芯の逃げなど）、間取（室名など）、延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏の構造・窓その他の開口部の防火戸及び防火設備の認定番号等
2面以上の立面図	縮尺、室名など、延焼の恐れのある部分の外壁、軒裏の構造・窓その他の開口部の防火戸及び防火設備の認定番号等
2面以上の断面図	縮尺、軒及び庇の出・バルコニーの出など、最高の軒の高さ及び建築物の高さ、道路斜線等のチェック（計算式含む）など
その他	必要に応じて添付を求めるもの

[補足] ①敷地の境界線は、赤線で示すこと。

②通路には、その種別（市道、公共用地、協定道路など）を記載すること。

③通路後退（セットバック）の位置と後退位置の明示方法（縁石等）を記載すること。

※ 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請手数料は（￥33,000円）です。

※ 建築審査会の個別審査に必要な追加の図書は、上記3. 添付図書の他に表紙、都市計画決定概要図、位置図、字図、道路台帳平面図（測定基図）、現況写真等です。これらの図書を15部（A3サイズ／短辺綴じ）作成し提出すること。なお、建築審査会開催日の前日までに許可申請書の受付を行なうこと。

4 手続きフロー

